

## 今回の通知に関する QA

Q1. すべての利用者に対して、今回の依頼をお願いしなければならないのか

A1 今回の依頼は、万一施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、またサービスの休止を招くことがないようできる限り利用先を1か所に限るようお願いするものです。

利用者の状況やご家庭での介護の状況により、どうしても複数のサービス提供が必要な利用者もおられますので、現在の状況を鑑み、できる限りの対応をお願いします。可能な場合は、1か所の通所系サービスの日数を増やすなど、必要なサービス量が確保できるようご配慮ください。

Q2. 今回の対応について、期間はいつまでか

A2 当面の間、ご協力をお願いします。状況が変われば改めて通知いたします。

Q3. 今回の依頼はいつから対応すべきか

A3 できるだけ早期に対応をお願いします。

Q4. 複数の通所系サービスを利用している場合、どちらを優先すればいいのか

A4 利用者の状態やご家族のご希望を勘案し、選択をして頂くようお願いいたします。可能な場合は、1か所の通所系サービスの日数を増やすなど、必要なサービス量が確保できるようご配慮ください。

Q5. 他の代替サービスを提供することは可能か

A5 利用者の希望に応じて、自立支援給付の通所系サービスを訪問系の代替サービスで提供することは可能です。

また、通所系サービス職員が訪問してサービスを提供することも特例として認められています。

Q6. 今回の対象となる通所系サービスとは、どのサービスになるのか

A6 生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター・児童発達支援・放課後デイサービスの7種類となります。

Q7. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用するために、事業所の定員を超えて利用者を受け入れてもよいか

A7 受け入れは可能です。ただし、十分な換気や過密にならないよう注意した上で、感染防止に努めてください。（参考：「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」（令和2年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課））

Q8. 複数の通所系サービスを利用していた利用者が、1か所の通所系サービスを利用することや代替サービスを利用することで、利用先の事業所が一時的に職員の配置について、人員基準を満たさなくなってもよいか

A8 今回のコロナウイルス対応により人員基準を満たさない場合は、一時的に人員基準減算は適用となりません。(参考:「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」(令和2年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課))

Q9. マスクやアルコール消毒液の配布はあるのか

A9 本市においても、マスクや消毒液の入手を試みているところですが、困難な状態です。マスクについては、国から障害者支援施設等に対し、再生利用可能な布製マスクが、順次配布されており、電話相談窓口も設置されています。

【布製マスクの配布に関する電話相談窓口】

0120-829-178 (相談受付時間 午前9時から午後6時まで)

マスクの生産・輸入・販売の状況、一般家庭用マスクの自治体への配布状況は、経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html>) にて、逐次発信されていますので、そちらもご覧ください。

アルコール消毒液については、厚生労働省からの通知「新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう。」(令和2年3月31日 介護保険最新情報 vol.802)を踏まえ、手洗いを丁寧に行うことや、食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、熱水や塩素系漂白剤で行っていただくことを徹底頂くようお願いします。